

県南広域振興局長告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

令和3年1月29日

県南広域振興局長 佐々木 隆

- 1 路線名 397号
- 2 供用開始の区間 奥州市水沢佐倉河字下谷起34番3地先から29番地先まで
- 3 供用開始の期日 令和3年1月29日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部
 - (2) 期間 令和3年1月29日から同年3月1日まで